

## 秘密保持契約書

〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構（以下「乙」という。）は、「〇〇〇の安全性評価」の委受託を検討するために、相互に開示される秘密情報の取り扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （情報提供）

第1条 甲及び乙は、本契約期間中、自己の保有する情報を、本目的に必要な範囲で、相手方に開示するものとする。以下、本契約において、情報を開示する当事者を「開示当事者」、情報を受領する当事者を「受領当事者」とする。

### （秘密情報）

第2条 本契約における「秘密情報」とは、甲が乙に委託する業務に関しての検討（以下「本検討」という。）において、甲又は乙がそれぞれ開示当事者から受領当事者に対して書面（電子的記録を含む、以下「文書等」という。）、口頭、その他方法の如何を問わず、相手方より直接もしくは間接的に提供または開示される、営業上、技術上、その他の事項に関するあらゆる情報であって、秘密である旨が明示された情報を意味する。口頭による開示においては、開示時に口頭で指定し、かつ開示後遅滞なく書面で秘密情報である旨を確認した情報を意味するものとする。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。
- (1) 受領当事者が開示当事者より受領した時点で既に公知であった情報
  - (2) 受領当事者が開示当事者より受領後、受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (3) 受領当事者が開示当事者より受領後、守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
  - (4) 受領当事者が、秘密情報によらず独自に開発した情報
  - (5) 開示当事者から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの

### （秘密保持義務）

第3条 受領当事者は、開示当事者の事前の書面による同意なき限り、秘密情報を本検討以外に利用してはならない。

- 2 受領当事者は、受領した秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。
- 3 受領当事者が開示当事者の秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に開示当事者の同意を得るものとし、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課して秘密保持義務を遵守させ、受領当事者は、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責めを

負う。

4 受領当事者が、法令又は行政機関の規則等により秘密情報を開示する場合には、本条1項を適用しない。ただし、事前に開示当事者にその旨を通知するものとし、受領当事者は、開示する場合においても、情報の秘密が保持されるよう最善の努力をした上で開示を行うものとする。

5 下記のグループ会社等は、「第三者」に含まれないものとするが、本条3項の責めを負うものとする。

甲のグループ会社：〇〇〇〇

乙の設立者：福島県

(秘密情報の利用者)

第4条 受領当事者は、本検討のために秘密情報を知る必要のある最小限の自らの役員または従業員等（以下、「従業員等」という）について、秘密情報を開示又は利用させることができるものとする。受領当事者は、従業員等に秘密情報を開示する場合であっても、本検討のため秘密情報に接する必要がある者だけに限定して開示するものとし、それ以外の者には開示してはならないものとする。

2 受領当事者は秘密情報の開示を受ける従業員等に対し、本契約の存続期間中及び終了後においても秘密情報に関する守秘義務を負わせるものとする。

3 受領当事者は、開示当事者に対して、当該従業員等による秘密情報の取り扱いについて一切の責めを負う。

(秘密情報の複製等)

第5条 受領当事者は、本目的達成のために合理的に必要な場合以外に、開示された秘密情報の媒体から複写、複製（以下、「複写等」という。）をしてはならず、複製等する場合も合理的に必要な最小限に留め、またこれらの情報を本目的以外に転用・流通してはならない。

2 受領当事者は、開示当事者から、製品又はサンプル等が提供された場合においても、当該製品及びサンプル等の分解及び化学組成や製造技術等に関して、開示当事者の同意無しに分析し又は分析させないものとする。

3 開示当事者及び受領当事者が作成した秘密情報の複写・複製物についてもこれを秘密情報とする。

(非譲渡・非保証)

第6条 開示当事者は、秘密情報に財産的価値があり、秘密性を有するものであることを確認し、秘密情報及びこれに内包されるいかなる知的財産権等（ノウハウを含む）について、開示当事者にいかなる権利も付与するものでないことを確認する。

2 開示当事者は、秘密情報が正確かつ完全で特定の目的に適合すること、第三者の知的

財産権及びその他のいかなる権利も侵害していないことについて、なんらの保証を与えるものではない。

- 3 秘密情報の提供は、別途、甲、乙でなんらの契約を締結することを保証するものでなく、本目的の検討の結果、契約が締結されなかった場合においても、両当事者はなんらの責任を負わないものとする。

#### (秘密情報の管理)

第7条 受領当事者は、秘密情報の秘密を保持するため、秘密情報の一部又は全部を含む文書等及びそれらの複製物等（以下、「秘密情報資料」という）につき、秘密が不当に開示又は遺漏されないように他の資料等と明確に区別を行い、秘密情報の管理者及び保管場所を定めた上で、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

- 2 受領当事者は、秘密情報資料を、本検討のために秘密情報を知る必要がある者以外がアクセス可能な社内の情報ネットワーク内に保存してはならない。
- 3 開示当事者は、秘密情報の管理状況を調査するため、受領当事者に事前の通知をしたうえで、受領当事者の事務所等に立ち入ることができることとし、開示当事者はこれに協力する。
- 4 開示当事者は、前項の調査にあたり、開示当事者の施設管理権を侵害し、又は受領当事者が開示当事者以外の第三者に対して負担する秘密保持義務その他の法的義務に反することにならないよう配慮する。
- 5 本契約に定めのない秘密情報の管理については、甲乙それぞれの情報管理に関する諸規定を遵守するものとする。

#### (報告義務)

第8条 受領当事者は、開示当事者が求めた場合には、受領した秘密情報の管理状況などを書面で報告しなければならない。この場合、情報開示者が管理状況に疑義を持ったときには、管理状況を明らかにしうる資料の開示・閲覧に応じるものとし、受領当事者は正当な理由なくこれを拒否してはならない。

- 2 受領当事者は、受領当事者の役員・従業員・関係者等が秘密情報を不正使用し、又は第三者に開示するなど、秘密保持義務に違反する事実があることを発見し又は秘密保持義務に違反している蓋然性があることが判明した場合には、直ちに開示当事者にこれを報告しなければならない。

#### (発明等の帰属)

第9条 本契約に基づく情報の開示は、本契約の有効期間に関わらず、情報開示者の知的財産等（ノウハウ等を含む）について、明示又は黙示を問わず、受領当事者に対してかかる権利又はライセンスを付与することを意味するものではない。

- 2 受領当事者は、秘密情報に基づき発明、考案、意匠及び著作物の創作等（ノウハウ等

を含む)の技術的成果をなしたときは、すみやかに開示当事者に通知するものとする。

- 3 秘密情報に基づきなされた発明、考案、意匠の創作等(ノウハウ等を含む)の技術的成果の帰属および持分比率については、甲乙協議の上決定する。

#### (秘密情報の返還)

第10条 受領当事者は、本契約が期間満了等により終了したとき、開示当事者から秘密情報の返還請求を受けたとき又は本目的が終了したときは、秘密情報の使用を直ちに終了するとともに、以下のア)及びイ)の措置をとらなければならない。

ア) 受領当事者は、秘密情報に関するすべての書面及び媒体ならびにそれらの複製物を開示当事者に返還しなければならない。ただし、開示当事者が受領当事者に対し、返還に代えて廃棄、消去処分を書面により指示した場合には、受領当事者はすみやかに開示当事者の同意を得た方法により廃棄、消去処分をするとともに、開示当事者に対しその事実を証明する書面を提出しなければならない。返還・廃棄にかかる費用は、受領当事者が負担するものとする。

イ) 受領当事者が秘密情報を受領した後、秘密情報が受領当事者自身の固有の情報と一体化した場合で、秘密情報を分離して返還できない場合には、受領当事者が受領していた秘密情報の限度で秘密情報を抹消するものとする。

#### (費用負担)

第11条 本目的の検討に要する費用(交通費、人件費、コピー、郵送料金、弁護士費用を含むが、これに限定されない。)は、甲、乙それぞれがかかった費用を自ら負担する。

#### (損害賠償及び差止請求)

第12条 受領当事者が本契約に違反したことにより開示当事者が損害を被った場合には、受領当事者は、開示当事者に対し損害を賠償する責めを負うものとする。

- 2 開示当事者は、自らの秘密情報の不正流用、悪用、不正開示もしくは侵害を防止及び禁止させるため、裁判所に対して、仮差止請求及び差止請求を求める権利を有するものとする。

- 3 秘密漏洩等の回復措置に要した費用(訴訟費用、広告費用、弁護士費用等を含む)は、受領当事者による秘密保持義務違反と相当因果関係のある損害とみなし、受領当事者はこれを賠償しなければならない。

#### (期間)

第13条 本契約は、本契約締結日から3年間有効とする。ただし、本検討に係る業務委託秘密保持契約書を締結した際は、本契約は失効するものとする。

- 2 前項にかかわらず、第2条の2項、第3条、第7条、第9条、第10条、第12条、の規定は、本契約終了後も効力を有する。

(準拠法)

第14条 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(合意管轄)

第15条 甲及び乙は、本契約に関する法的な紛争の解決については、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをあらかじめ合意する。

(協議)

第16条 本契約に定めのない事項若しくは解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上、これを解決するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

⑩

乙

福島県郡山市富田町満水田27-8  
一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構  
理事長 菊地 眞

⑩